

砥部町学校給食センター運営委員会における公募委員の選考に関する要領

平成30年3月28日

教育委員会告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町学校給食センター条例第6条第4号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱第8条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募委員数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在で20歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年3回程度開催する運営委員会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の3以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員及び町職員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

- 2 応募者は、砥部町学校給食センター運営委員会「公募委員」応募用紙（様式第1号。以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入して、募集期間内に持参するか、郵送で提出するものとする。

(選考会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町学校給食センター運営委員会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、教育長、学校教育課長、給食センター長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、教育長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、砥部町学校給食センター内に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表第1）により評価して、候補者を選考する。選考にあたっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第8条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1 選考基準（第 6 条関係）

選考会各委員が応募者の応募書類に基づいて審査する。

砥部町学校給食センター運営委員会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、教育長が抽選をして、候補者の順位を決定する。

審査員 3 人の合計得点が 4 5 点（満点 9 0 点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員 1 人 あたり配点	審査のポイント
性別	3 点	公募委員を除いた委員候補者に女性が 3 割以上確保できていないとき。 女性…3 点
生年月日	3 点	公募委員を除いた委員候補者に 10 歳区分に分けた同世代がないとき… 3 点 10 歳区分に分けた同世代が 1 人しかいないとき… 1 点
年齢	3 点	30 歳未満…3 点 40 歳未満…2 点 60 歳未満…1 点
職業	3 点	① 町議会議員、町行政委員会委員、町職員…失格 ② ①以外の公務員…1 点 ③ ①②以外の者…3 点
応募者が、選任(応募)されている他の 附属機関等	3 点	ない…3 点 1 つある…1 点 3 つ以上ある…失格
学校給食センター 運営に対する意見 や応募の動機など	15 点	学校給食の推進に対して意欲や熱意が感じられる…5 点 論理に一貫性があり、まとまっていて分かりやすい。…5 点 応募動機が優れている。…5 点

様式第1号（第4条関係）

砥部町学校給食センター運営委員会「公募委員」応募用紙

申込日 年 月 日

砥部町学校給食センター運営委員会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名			
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生	職業	
住所	〒 砥部町 番地 電話番号 — —		
現在、あなたが選任（応募）されている他の附属機関等の名称		1 _____ 2 _____ 〔※3 以上選任（応募）されている人は応募できません。〕	
砥部町学校給食センター運営に対する意見、提言や応募の動機など		(※400 字程度で書いてください。書ききれない時は別の紙に書いて下さい。)	
「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。 【問合せ先及び申込先】 〒791-2141 砥部町岩谷口４６０番地 砥部町学校給食センター ＴＥＬ：089-962-2240 ＦＡＸ：089-904-5918			

(注)記入していただいた氏名や住所などの個人情報、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外には使用しません。